「児童扶養手当」と「公的年金」の両方を受給する場合は、手続きが必要です！

・受給資格者または児童が公的年金給付等または遺族補償等を受けることができるとき
・児童が父母の公的年金給付等の額の加算の対象になっているとき

児童扶養手当額から公的年金給付等の額を差し引きます

Q. 受給者が障害基礎年金１級または２級を受給している場合はどうなるの？

A.障害基礎年金の子の加算分の月額が児童扶養手当の月額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

Q. 受給者が障害基礎年金以外の公的年金（障害厚生年金３級・遺族年金・老齢年金・労災保険の遺族補償年金など）を受給している場合はどうなるの？

A.公的年金の月額相当額が児童扶養手当の月額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

Q. 児童が公的年金を受給している場合はどうなるの？

A.公的年金の種類問わず、公的年金の月額相当額が児童扶養手当の月額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

Q. 配偶者が公的年金を受給している場合はどうなるの？

A.公的年金の種類問わず、公的年金の当該児童に係る子の加算分の月額相当額が児童扶養手当の月額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

※児童扶養手当を受給していて、公的年金が遡って支給される場合、支給済みの児童扶養手当を返還していただくことになりますので、公的年金の申請手続きを行った時点で速やかにご連絡下さい。なお、公的年金の受給が決定した場合には担当課にてお手続きが必要となります。公的年金給付等受給証明書（年金証書）を持参の上、担当課までご来庁ください。

担当課：こども青少年課　子育て支援係
問い合わせ先：　０４８－５７４－６６４６